

①

賦課金で取得した試験研究用資産及び中小企業団体の組織に関する法律に規定する中小企業者等が現物出資した場合の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表十三(十一)

平二十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 賦課金で取得した試験研究用資産の圧縮額の損金算入に関する明細書

賦課金の額	1	円	試験研究用資産の帳簿価額を減額した金額	5	円
同上のうち既に試験研究用資産の取得に充てた金額	2		圧縮の(3)のうち固定資産の取得等に充てた金額	6	
差引賦課金の額 (1) - (2)	3		限計度算圧縮限度額 (6)又は(6) - 1円	7	
取得した試験研究用資産の種類	4		圧縮限度超過額 (5) - (7)	8	

II 中小企業団体の組織に関する法律に規定する中小企業者等が現物出資により取得した株式等の圧縮額等の損金算入に関する明細書

承認等	現物出資に係る承認又は認定の種類	9	特定出資資産に係る分	株式等の帳簿価額を減額した金額	24	円			
	承認又は認定の年月日	10		昭・	取得した株式等の価額	25			
出資直前の帳簿価額	現物出資をした年月日	11	特定出資資産に係る分	圧縮限度額	26				
	出資受入法人の名称	12		出資受入法人が出資を受けた際特定出資資産に付した帳簿価額					
	出資受入法人の受入事業年度	13		昭・ 昭・	出資受入法人が特別勘定として付記した金額又は帳簿価額を減額して特別勘定として経理した金額	27			
	出資資産の帳簿価額	14		円	差引 (26) - (27)	28			
	出資に要した経費の額	15			圧縮限度額 (25) - ((17)と(28)のうち多い金額)	29			
	出資前帳簿価額 (14) + (15)	16			圧縮限度超過額 (24) - (29)	30			
	同上の内訳	17			特別勘定に経理した金額	31			
	その他の分	18			繰入限度額に経理した場合	繰入限度額の計算 (32) - (33)	34		
	株式等の帳簿価額を減額した場合	19			特定出資資産の価額			32	
	圧縮限度額の計算	20			出資前帳簿価額 (17)			33	
取得した株式等の価額	21		繰入限度超過額 (31) - (34)	35					
出資前帳簿価額 (18)	22								
圧縮限度額 (20) - (21)	23								
圧縮限度超過額 (19) - (22)	24								

出資資産の帳簿価額の明細

承認又は認定を受けた出資資産の種類	出資前帳簿価額	承認又は認定を受けた出資資産の種類	出資前帳簿価額
	円		円
		計 (14)	

別表十三（十一）の記載の仕方

1 賦課金で取得した試験研究用資産の圧縮額の損金算入に関する明細書

この明細書は、鉱工業技術研究組合が措置法第66条の10（鉱工業技術研究組合の所得計算の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結親法人である鉱工業技術研究組合が同法第68条の94（鉱工業技術研究組合の所得計算の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 中小企業団体の組織に関する法律に規定する中小企業者等が現物出資により取得した株式等の圧縮額等の損金算入に関する明細書

(1) この明細書は、青色申告書を提出する法人が昭和57年改正前の措置法第66条の3（現物出資の場合の課税の特例）（以下「旧措置法第66条の3」といいます。）の規定の適用を受ける場合に記載します。

(2) 「出資直前の帳簿価額」の「同上の内訳」の「特定出資資産に係る分17」には、昭和57年改正前の中小企業団体の組織に関する法律第5条の21第1項又は漁業再建整備特別措置法第10条第2項の規定により、昭和58年3月31日までの間に承認又は認定があった出資資産のうち土地又は土地の上に存する権利若しくは漁業権の出資直前の帳簿価額を記載します。

なお、昭和57年改正前の措置法令第39条の10第5項に規定する関係（親子関係）にある場合には、このほかこれらの資産以外の固定資産で当該承認又

は認定に係るものの出資直前の帳簿価額の合計額となります。

(3) 「その他の分」の各欄は、旧措置法第66条の3第1項の規定の適用を受ける場合に記載します。

(4) 「特定出資資産に係る分」の各欄は、旧措置法第66条の3第2項から第4項までの規定に該当して出資法人が出資事業年度においてその出資により取得した株式等の帳簿価額を損金経理により減額した場合又は出資法人の出資事業年度終了の日が出資受入法人の出資受入事業年度終了の日前に到来するため、特定出資資産の時価の額とその出資直前の帳簿価額との差額を特別勘定として経理した場合に、次により記載します。

イ 「株式等の帳簿価額を減額した場合」の各欄は、旧措置法第66条の3第2項及び第4項の適用を受ける場合に記載します。

ロ 「出資受入法人が出資を受けた際特定出資資産に付した帳簿価額26」及び「出資受入法人が特別勘定として付記した金額又は帳簿価額を減額して特別勘定として経理した金額27」については、出資受入法人から徴した特定出資資産別の明細書を別紙として添付してください。

ハ 「特別勘定に経理した場合」の各欄は、旧措置法第66条の3第3項の規定により特別勘定に経理した場合に記載します。